

議案第12号

財産の無償譲渡について（匝瑳市光ブロードバンド施設）

下記のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

記

1 無償譲渡する財産

匝瑳市光ブロードバンド施設整備工事により整備した光ファイバーケーブル等一式

2 無償譲渡の相手方

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 幕張テクノガーデンビルD棟13階
東日本電信電話株式会社 千葉事業部長 井上 暁彦

3 無償譲渡する理由

光ブロードバンドサービスが未提供であった地域に、市が光ファイバーケーブルを整備したことにより、当初の目的である地域間の情報格差を是正することができた。

また、設備を貸し付けている通信事業者に譲渡することにより、市の財政負担を軽減し、災害時の柔軟かつ迅速な復旧対応が期待できるため。

4 無償譲渡日

令和7年4月1日